

Q 賃金の支払いを口座振込とする場合の注意事項は

A 賃金は、労基法 24 条で通貨払いが規定されていますが、労働基準法施行規則 7 条の 2 により銀行口座、一定の要件を満たす証券会社の総合口座への振り込みも認められています。

口座振り込みが認められる条件は、

- ① 労働者の意思に基づくものであること
- ② 労働者が指定する本人名義の口座であること
- ③ 賃金支払い日に全額払い出しが可能であること

となっています。

さらに、行政通達によって、

1 次の事項について労使協定を結ぶこと

- ・ 口座振り込みの対象となる労働者の範囲
- ・ 口座振り込みの対象となる賃金の範囲およびその金額
- ・ 取扱金融機関の範囲
- ・ 口座振り込み実施の開始時期

(労使協定の例は[こちら](#))

2 次の事項を記載した「口座振込同意書」を労働者から徴すること

- ・ 口座振り込みを希望する賃金の範囲およびその金額
- ・ 指定する金融機関店舗名・預貯金の種類・口座番号
- ・ 開始希望時期

(「口座振込同意書」の例は[こちら](#))

3 次の事項を記載した「給与明細書」を賃金支払い日に交付すること

- ・ 基本給、手当その他賃金の種類ごとにその金額
- ・ 源泉徴収税額、社会保険料額などの賃金から控除した項目ごとにその金額
- ・ 口座振り込みを行った金額

を実施するよう求められています。

## 賃金の口座振込みに関する協定書

株式会社　　と従業員代表　　は、従業員の賃金の口座振込みに関し、次のとおり協定する。

1. 会社は、従業員各人の同意を得て、本人の口座に賃金を振込むことができる。
2. 口座振込みの対象となる従業員は、全ての者とする。
3. 口座振込みの対象とする賃金は、定期賃金、賞与、退職金とし、その金額は全額とする。
4. 口座振込みは、平成　　年　　月　　日以降実施する。
5. 口座振込みを行う金融機関の範囲は、　　銀行または　　銀行の各支店とする。
6. 本協定は、締結の日から1年間有効とし、労使いずれも異議のない場合には、1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取扱いとする。

平成　　年　　月　　日

使用者職氏名　　㊦

従業員代表　　㊦

# 口座振込同意書

が、賃金の口座払を行うことに同意し、口座振込の取扱いは下記のとおりとするよう申出ます。

## 記

### 1. 口座払を希望する賃金の範囲及びその金額

- イ. 定期賃金 円を除く金額
- ロ. 賞 与 円を除く金額
- ハ. 退 職 金

### 2. 指定金融機関店舗並びに預金の種類及び口座番号

- 金融機関店名
- 預金の種類
- 口座番号
- 名 義 人

### 3. 口座支払開始希望時期

年 月分定期賃金の支払以降

以上

年 月 日

殿

印